

毘沙門堂藏写本『篆隸文体』とその祖本

——兼ねて『千字文』注、『蒙求』注の利用の問題を論ず

仲村康太郎

緒言

南齊・蕭子良撰『篆隸文体』はいわゆる佚存書の一つに数えられ、京都市山科区に伽藍を構える毘沙門堂所蔵の写本（重要文化財）がいまのところ唯一の伝本と目される。写本は明治時代には山内の宝庫より発見されたという経緯をもつが、いつ頃当寺院の有に帰したかは定かでない。一九三五年、古典保存会により山田孝雄の解説を附した影印本が刊行されて以後、この写本の全貌が知られるようになった。影印本はいま国立国会図書館デジタルコレクションにも公開されている。

『篆隸文体』は、多数の雑体書——主として装飾的・遊戯的な書体を指し、広義には実用書体をも含む種々の書体の総称——を収録した、いわば書体の図鑑であり、数ある佚存書の中でも異色の内容をもつ。毘沙門堂本の構成は、まず書体の発展過程や編纂の体例を述べる総序を置き、次に漢字の原理たる六文（六書に同じ）を説き、そして四十三種の書体を掲出する。各書体にはそれぞれその由来、形状、用途などを述べた序言を附し、その実際を示すものとして各体四字の文体（氣候直時書のみ十二支に対応する十二字）を載せる。総序によれば『篆隸

文体』は元来五十二の書体を収録したことが知られるが、毘沙門堂本はそれより九体少なく、伝来の過程で落失を生じたらしい。毘沙門堂本にはこのほか、『篆隸文体』に本来附随しない、邦人による書き入れがある。『篆隸文体』本編には、眉欄に『（宋本）玉篇』が引かれ、また写本巻末には宋末元初の陳元靚『博聞録』や『広韻』及び『（宋本）玉篇』の引用に始まる雑多な書き入れがみられる。本文や諸書の引用、傍訓、校語はみな一筆であり、筆跡の様式から中世写本と思われるが、書写奥書などはもたない。しばしば本書を鎌倉写本とする記述が散見されるが、不正確な認識であり、そのように断定しうる確実な根拠があるわけではない。

『篆隸文体』に対する研究は現状では十分とは言いがたく、特に日本における流伝については、山田の解説以後目立った進展がない。しかし、各種影印本・翻刻本の刊行やインターネットによる資料公開など、古籍の整理はこの数十年間に着実に進んでおり、『篆隸文体』を引く資料も新たに見つかっている。そもそも孤本ゆえか、従来毘沙門堂本は内容の来歴の信頼性や伝本としての良否に対してあまり批判的に検討されていないが、これら新出資料と比較対照することで、『篆隸文体』の一

伝本として毘沙門堂本を相対化することも可能となる。新資料によって毘沙門堂本と親本、ひいては祖本との関係を論じることが、本稿の主たる目的である。

また毘沙門堂本巻末の書き入れには、『千字文』注、『蒙求』注を介したと思われる多数の引用がある。これらも親本祖本との関係を推測しうる一つの材料であるが、のみならずこのことは中世における『千字文』注、『蒙求』注利用の好例でもある。これら幼学書の受容利用の問題が国文学研究者の間に認識されて久しいながら、いまだ全容解明にはほど遠い現状において、毘沙門堂本の書き入れは示唆的である。幼学書の利用という点に毘沙門堂本の新たな意義を見出し、中世日本人の知識基盤の問題を提起するのが、本稿のいま一つのねらいである。

一 近世までの記録

『篆隸文体』の流伝と利用については、山田孝雄「一九三五」、及びそれに重要な増補を加えた山田「一九五六」により、既にいくつかの資料が指摘されている。^(一)以下、山田の先駆的業績を踏まえつつ、概要を述べていきたい。

本邦の記録では、まず空海『性霊集』巻四・献梵字并雜文表（弘仁五年、八一四）に

梵字悉曇字母并釋義一卷、古今文字讚三卷、古今篆隸文體一卷、梁武帝草書評一卷、王右軍蘭亭碑一卷、曇一律師碑銘一卷、大廣智三藏影讀一卷^(二)

とみえ、空海将来漢籍の一つとしてその名がみえる。恐らく空海将来本の摹本であったと思われるが、『篆隸文体』を含むこれらときの嵯峨天皇へと献上された。

最澄、円仁に続く天台宗の僧安然の『悉曇藏』（元慶四年成立、八八〇）巻一には

蕭子良古今篆隸文體曰、六文者、蓋敍爲文之旨也。象形指事形聲會意轉注假借^(三)。

とあり、巻四にも同じ引用がみえる。これは本邦における最も早い引用例であり、安然の在世時か或いはそれ以前に、早くも比叡山にこの書がもたらされていたことは注目される。或いは天台宗系寺院の中で写本『篆隸文体』が写し伝えられ、その一つとしてこんにち毘沙門堂本が存するのであろうか。次に古い引用として、山田は藤原敦光（二〇六三—一四四）『三教勘注抄』の巻二「龜毛先生論」の注に

蕭子良古今篆隸文體曰、虎爪書者、故司空琅琊王僧虔擬龍爪而作此書也。其字有鸞鳳飛翔之書^(四)。

とあるのを指摘する。毘沙門堂本・虎爪書には

虎爪書者、故司空琅琊王僧虔^擬龍爪而作此書也。

とあり、圈点を用いて「擬」を「儀」の上に補うことを指示する。従って、毘沙門堂本は「擬儀」と翻刻され、『勘注抄』の

引用に「擬議」とあるのと対応する。また、『勘注抄』にいう「鸞鳳飛翔之書」とは、毘沙門堂本・虎爪書の文体の釈に「鸞鳳飛翔」とあるのと合う。『勘注抄』は文体こそ写さないが、その釈が毘沙門堂本と一致することにより、毘沙門堂本の来歴に一定の信頼性を与えているのである。敦光は漢籍の素養が深く、実際に『勘注抄』は漢籍による注解を主としており、恐らく、敦光自身何らかの折に『篆隸文体』を披見したことがあつたか、あるいは架蔵していたのだろう。なお、新美寛・鈴木隆一『本邦残存典籍による輯佚資料集成』（京都大学人文科学研究所、一九六八）四七九頁に、釈覚明『三教指帰注』上之下が『篆隸文体』を引用するとの指摘があるが、それは『勘注抄』の二次引用に過ぎない。

著録としては、寛平三年（八九一）頃の成立とみられる藤原佐世『日本国見在書目録』経部小学家に「古今篆隸文体一卷、蕭子良撰^五」とみえる。また、川瀬一馬「一九五五」が指摘するとおり、真言宗の僧仁海の入寂（永承元年、一〇四六）の後ほどなく成立したとみられる『小野経蔵目録』には、「篆隸文体一卷、御手跡」のほか、西厨子の蔵品として「古金策隸文体一卷」「篆隸一卷」を著録する^六。御手跡とは、当時空海自筆の写本が伝えられていたことを意味する。空海が嘗て嵯峨天皇に献上した一本は空海が親しく写した可能性もあろうから、それと『小野経蔵目録』に著録される一本が同一であることも考えられる。『古金策隸文体』は書名を誤つたものとみられ、『篆隸』もあるいは『篆隸文体』の異本かと思われる。

以上の資料以外に従来知られていたのは、山田「一九三五」が指摘した『実隆公記』の一条のみで、かなり時代を隔てる。

これについては後述するが、実は平安以後の流伝利用をうかがわせる資料はほかにも見出される。

平安末期の僧常喜院心覚（一一七一—一一八〇）が著した『悉曇要抄』は、その一つ。この悉曇学の注解書は、書体に対する注解にしばしば『篆隸古文』ないし『古文篆隸』と称する書物を引く。引用文は毘沙門堂本によく一致するゆえ、実質的には『篆隸文体』の引用とみてよい。現在比較的閲覧が容易な東寺観智院金剛蔵藏正和五年（一一三六）写本は心覚の時代よりやや下るが、この本の本文及び紙背には各書体の序言のみならず、文体も写されている^七。これらは毘沙門堂本の祖本の状態を推測するうえで極めて有益な情報を含むが、後節に論ずるように、同時に『悉曇要抄』の伝本の問題を考慮に入れなくてはならない。

同じく悉曇学の著作では、弘安十年（二二八七）成書の了尊『悉曇輪略図抄』が挙げられる。その巻七に『篆隸古文』や『古今篆隸（文）体』の引用があり、前者は『悉曇要抄』からの二次引用と思われるが、後者は『悉曇要抄』にはみえない。後者も二次引用の可能性があるが、正和五年本『悉曇要抄』が必ずしも善本ではないため、『悉曇輪略図抄』にも一定の参考価値を有する^八。

『篆隸文体』の利用の例としていま一つ重要であるのは、空海『性霊集』の注釈書である。正応三年（二二九〇）の序を有する真福寺大須文庫蔵『性霊集注』^九は、院政期ないし鎌倉初期以来重層的に形成された『性霊集』の注釈書であり、ここに少なからぬ『篆隸文体』の引用がみえる。この注釈が京都または高野山の、いずれの地で形成されたかは明らかでないが、注

積に引く『篆隸文体』はもと原典に依拠したにちがいない。後述するように、毘沙門堂本の欠を補うところがあり、施注時に用いられた『篆隸文体』は、或いは毘沙門堂本より良質なテクストであったかと思われる。同系統の『性靈集注』に高野山宝亀院蔵写本や大谷大学博物館蔵写本があり、内容にはやや出入があるが、『篆隸文体』の引用にそれほど大きな相違はない。

このほか、遅くとも十三世紀中葉には成立したと思われる『大元神一秘書』^(五)には、六書に

廣韻奥云、一曰象形。象物之形作字。二曰會意。比類爲字。上戈爲武、人言爲信、是也。三曰形聲。取譬相成。江河之字是也。四曰指事。指事爲字。上下之字是也。五曰假借。本無其字、依古託事。全長之字是也。六曰轉注。左轉爲考、右轉爲老、是也。

蕭子良古今篆隸文體云、日月、一曰象形、日月是也。日爲君道、故常資圓滿之性。其一書、以陽如數奇也。月爲臣道、有用虧損之形。其中二書、象陰數偶也。^(六)

と、『広韻』六書に続けて『篆隸文体』六文・象形を引く。『広韻』六書は毘沙門堂本巻末にも同じ引用があり、従つてある段階より『広韻』六書の引用を伴つた写本『篆隸文体』が生じ、『大元神一秘書』に引く『広韻』はそのような写本『篆隸文体』より二次引用された可能性も考えられる。また『大元神一秘書』の眉欄には「日」「月」の篆書体を記すが、これも写本『篆隸文体』より写したものであろう。ただし、逆に『広韻』が原典引用で『篆隸文体』が二次引用ということもありうる。『広韻』

は鎌倉時代において既に十分に流入普及し、手近な書であったにちがいない、また『篆隸文体』六文・象形の引用は、『大元神一秘書』に先んじて『悉曇要抄』にもみられるからである。元応元年(一三一九)に醍醐寺の僧道恵が南宋・張麟之『韻鏡』序例に注解を施した『韻鏡序解』巻二の末尾にも、僅かながら『篆隸文体』が言及される^(七)。

大篆書、周宣王時史籀所制也。其篆名出肩吾書體、字樣見石鼓文碑。小篆名出書體、字樣出繆山等碑。刻符書列八體、字樣見蔡王仲玉璽傳本。蟲書名雕蟲篆、名出蕭氏文體。字樣見學經及韓詩。摹印書名八體、列文體、字見尚旃傳本文、玉璽文。署書名列八體、字多見於漢人碑刻額。爰書名出八體、文字見平陸戈銘。隸書、秦時下圭土令程邈所作也。^(八)

ただし、刻符書や署書、爰書なども『篆隸文体』に含まれるにもかかわらず、ここで蟲書のみ言及されるのは不審である。『韻鏡序解』の記述が直接『篆隸文体』に基づくかは疑わしく、あるいは未知の類書經由得た知見なのかもしれない。また次頁に示す六地藏寺蔵写本のように、『韻鏡序解』の伝本には巻二を写し終えたあとに各四字の書体の例や伽婁書(カローシユテイー文字)を載せるものもあるが、これは『篆隸文体』に基づくものではなく、来歴不明である。

せないが、なお篆隸文体に關する一、二の資料がある。

金沢文庫に伝わる旧目録のうち、延宝年間（一六七三—一六八一）の目録に「蕭子篆隸文体、一枚」とみえ、また無紀年の目録にも「蕭子篆隸文体、一枚」とある^{千五}。両目録は巻帙の計數に卷や冊を用いることがあり、それに対して「一枚」というのは異様に少ない。實際毘沙門堂本は全二十四枚（そのうち『篆隸文体』は二十枚）の紙を貼り接ぎ卷子一卷とするから、ここに記されるのは零細な本であつたにちがいない。残缺の結果乏しい分量になつた可能性もあるが、節録本か或いは他書より書き抜いた輯本であつた可能性も考えられる。これと關わるかは不明だが、江戸時代後期の下野の儒者諸葛琴臺（一七四八—一八一〇）の『鬢髮山人集』二編卷十一・書論下にも、『篆隸文体』の引用が六条みえる^{千五}。引用には節略したところも多く、校訂材料にはならないが、『性靈集注』や『悉曇要抄』などに引く文ともすべて一致するわけではなく、当時何らかの形で『篆隸文体』が存したか、あるいは未知の書物から二次引用したようにみえる。

以上に挙げた資料はいまだ断片的ではあるものの、これらにより様々に写本『篆隸文体』が伝えられてきた形跡、及び注釈に用いられていた事実が見出される。今後漢文体ないし漢籍引用を主とする国書を丹念に繙いていけば、より多くの関連資料の発見も期待される。現時点ではとりわけ『悉曇要抄』や『性靈集注』における引用回数が多く、これらは毘沙門堂本の得失・信頼性を評価するうえで有力な材料を提供する。以下に具体的にみていきたい。

二 毘沙門堂本の良否と祖本の体裁

次に、本邦古籍中にみられる『篆隸文体』の引用と毘沙門堂本との比較により、毘沙門堂本の得失・性格や親本との關係、またひいては伝本系統における毘沙門堂本の位置づけを論ずる。

二一 一 『性靈集注』所引『篆隸文体』と毘沙門堂本

毘沙門堂本に存する四十三条に脱落や誤字を疑わせるところは少なくない。例えば飛白書の条に

飛白書者、漢靈帝之所作也。有國人張敬禮、隱居好學。

とあるが、これだけでは張敬禮（三國呉の人、名は弘）なる人物と飛白の關わりが示されず、前後に句または文單位の脱落があるはずである。また複篆書の条には

複篆書者、史籀之所作也。而重複之。其法類於夏篆。漢武帝以題建章鳳闕也。

とあり、第一文に続く「而」がやや唐突である。「也」「而」の間に少なくとも一句を脱する可能性が高い^{千七}。

ここで、毘沙門堂本・古文篆では次の体裁により補入が示されることに注意したい。

壞孔丘之室及宣帝世、河内子毀李耳

之家在於坦壁各得古文蓋諸儒
之所藏也時人不詳謂之科斗有京

「之」の上に補入を示す圏点があり、「之家在於坦壁各得古文蓋諸儒」が「李耳」と「之所」の間に補われる。毘沙門堂本各行十二字から十五字で書かれるから、補入される文は毘沙門堂本の一行分に相当し、そのうえその文と次行はともに「之」で始まる。従つて、親本は

壞孔丘之室及宣帝世、河内子毀李耳

之家在於坦壁各得古文蓋諸儒

之所藏也時人不詳謂之科斗有京

という体裁で書かれていたと推測され、このような脱落が生じる以上、毘沙門堂本各行の配字は概ね親本と変わらないはずである。とすれば、親本から生じうる毘沙門堂本の誤脱は、一字二字程度の軽微な誤字脱字か或いは一行分の脱落かに絞られ、この中間の字数の脱落が生じる可能性は極めて低いと考えられる。また仮に一行の脱落を生じた際は、恐らく直ちにその誤りに気づいて、右のように補入を指示したのである。毘沙門堂本に一行分の脱落を思わせる箇所はほかにないため、親本からの誤脱は実際には個々に一、二字程度にとどまると推測できる。右の飛白書や複篆書の例は、親本に生じていた脱落を毘沙門堂本が継承したと解すべきである。

さて、以上のように想定したうえで、次の例を考えてみたい。毘沙門堂本・古文篆に、倉頡（蒼頡とも）が古文を制作したことを述べて

倉頡姓侯剛氏、首有四目。仰則觀象於天、俯則取法於地、又寫鳥跡之文。是以書者著也、契者誓也、篆者傳也。所以昭著誓言、傳之不朽者也。

とある。「又寫鳥跡之文」までは蒼頡の造字を述べ、「書者著也」以下は文字の功用を声訓を用いて説く。その前後をつなげる「是以」はここでは文脈を妨げ、順接の機能をなさない。ではこの二字が衍字かといえそうではなく、むしろ一句を脱することが真福寺本『性靈集注』によつて知られる。その巻四・勅賜世説屏風書了献表の注に引く『古今家隸』には、「……又寫鳥跡之文。是以書契彌廣。夫書者著（原次）」云々とあり、ここでは「是以」は「……又寫鳥跡之文」を受けて「書契彌廣」にかかり、「書者」以下は発語の辞「夫れ」により、別の事柄として切り出される。明らかに真福寺本の引用がすぐれ、毘沙門堂本は「書契彌廣夫」五字を脱することが判明するのである（一九）。毘沙門堂本・雲書には

雲書者、又軒轅之時、卿雲帝見、其體郁紛、爲書記職也。

とあり、軒轅すなわち黄帝（三皇五帝の一人）の御代に卿雲（慶雲に同じ）が現れ、それにちなんで雲書を作ったという。大谷本『性靈集注』巻三・勅賜屏風書了即献表の注に引く『古今家隸文体』には

雲氣書者、軒轅之時、卿雲常見、其體郁絕。

とあり、毘沙門堂本の「帝」は「常」の誤写と思しい。また、「郁紛」「郁絶」の異同は、『史記』天官書に「若煙非煙、若雲非雲、郁郁紛紛、蕭索輪困、是謂卿雲^(三十一)」とあること、また「郁絶」という語を他にみないことにより、「郁紛」に作る毘沙門堂本の方がよい。真福寺本『性靈集注』卷四・書劉庭芝奏表の注に引く『古今篆疑^(三十二)文体』では

雲氣書者、黃帝時、卿雲見、取其狀以爲書也。

とある。真福寺本に引く文は、毘沙門堂本と同じく空海将来本を祖とするはずであり、「軒轅」を真福寺本が「黃帝」に作るのやや不審だが、「取其狀以^(三十三)」の四字は毘沙門堂本には無く、注意を引く。「爲書(書と爲す)」とは物象を書体に仕立てるという意味で『篆隸文体』にしばしばみえ^(三十四)、また「紀職(職を紀む)」とは、卿雲の發生とともに『春秋左氏伝』昭公十七年の故事を踏まえており^(三十五)、毘沙門堂本は原文のままでも文意を通ずる。しかしながら、真福寺本の方が、明らかに前句とのつながりがよく、「取其狀以^(三十六)」の四字は毘沙門堂本の欠を補う字句とみてよからう。なお、『性靈集注』卷三・卷四の引用ともに書体の名称は「雲氣書」とされており、毘沙門堂本は「氣」一字を脱するようである。以上から、本来は

雲氣書者、又軒轅之時、卿雲常見、其體郁紛。取其狀、以爲書紀職也。

であったと復原される。

以上のような四字、五字の脱落は、毘沙門堂本が親本を写す際に生じたものとはみなしがたく、ある段階の伝本より既に生じていたと考えられよう。異なる言い方をすれば、毘沙門堂本は『性靈集注』が依拠した写本とは系統上比較的早くに分岐していた可能性がある。『性靈集』に注釈が加えられる過程で用いられた写本は、少なくとも部分的には毘沙門堂本よりよいテキストであったはずだが、伝存は確認されない^(三十七)。消失に至るまでの過程も全く不明である。

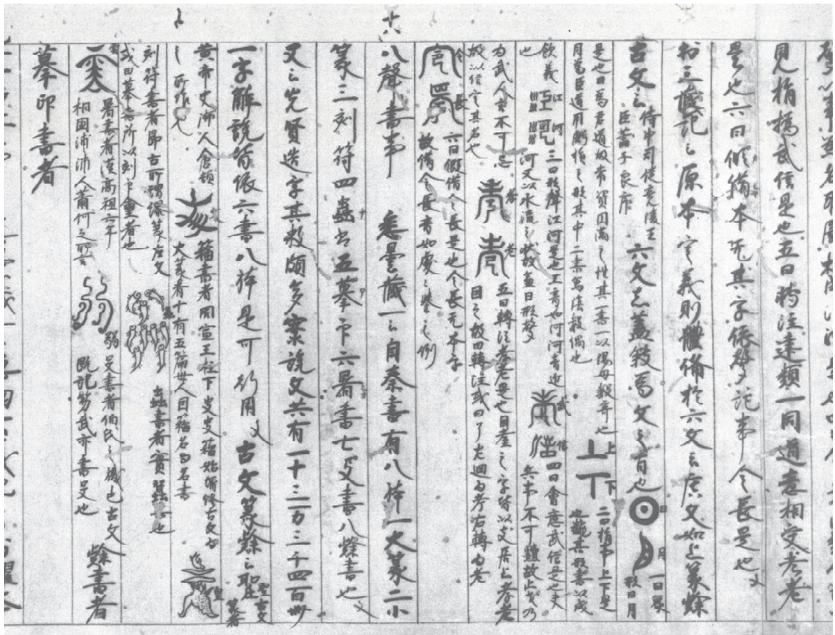
二二二 『悉曇要抄』所引『篆隸古文』『古文篆隸』と毘沙門堂本

馬淵和夫「一九八八」^(三十八)は、『悉曇要抄』の伝本に心覚自筆草稿本、文治元年(一一八五)書写文治二年移点本(重要美術品)、東寺觀智院金剛藏藏正和五年(一一三六)写本の三つを挙げる。心覚入寂の治承四年(一一八〇)以前に成立した自筆草稿本は最古の伝本であるが、披見を許された馬淵は所蔵者を明かしていない。この本は『国書総目録』(一九六六)及び同補訂版(一九九〇)にも記載がない。文治本は古くは高楠順次郎『悉曇撰書目録』(『悉曇具書』所収、大日本仏教全書発行所、一九二二)に高野山龍光院蔵と記されるが、のち一九四〇年発行の『弘文荘待賣古書目』第十四号に、「悉曇抄」の名で掲載されている。その後、『国書総目録』では所蔵者を梅沢義一とし、同補訂版も同じい。しかし馬淵の指摘するとおり、『井上書店古典籍特輯目録』(一九八二)、『ABAJ創立20周年記念第3回世界の古書展示大即売会』目録(一九八四)に掲載

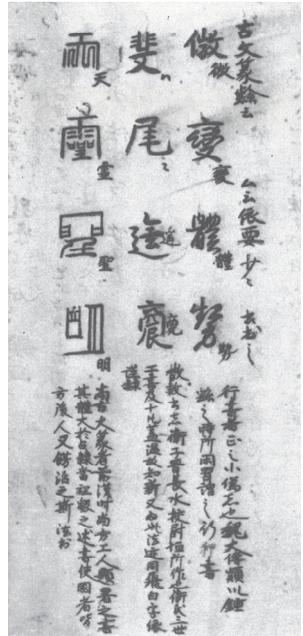
があり、一時写本を所有していた梅沢はこの時点で既に手放していたらしい。この一九八四年の目録を最後に文治本の出陳は確認されず、現蔵者は不明である。書写年が後れる正和五年本は、三巻の卷子からなり、奥書によれば韻学研究で知られる真言宗の僧信範が文永十一年（一二七四）に写した本を、弟子の竜性が弘安五年（一二八二）に写し、さらにそれを正和五年（一一三六）に写したものである。正和本中巻には、十七・六書事、十八・八声書事（二七五）、及び紙背に『篆隸古文』ないし『古文篆隸』と称する書物を引く。これらが実は『篆隸文』にほかならないことは、毘沙門堂本との一致により確かめられる。廿・造書主并字様之事にも『篆隸古文』への言及があり、また同項に引く「或書」もそれを指す可能性が高い（二七五）。

馬淵の報告によれば、正和本と自筆草稿本には後半部の立項に大きな相違があるが、正和本の第十七項、第十八項、第廿項は自筆草稿本にも含まれる。従って、それらに引用される『篆隸古文』『古文篆隸』は心覚撰述時まで遡るとみてよい。また馬淵も未見の文治本については、『弘文荘待賈古書目』第十四号に『篆隸古文』の引用がある旨も記されている。以上より、正和本本文にみられる『篆隸古文』『古文篆隸』の引用は、すべて早期の両写本にもあると考えるとよい。

一方、正和本の紙背がいつ頃まで遡るかは確証がないが、その親本の一部にあたる弘安五年竜性書写本上巻が、守屋美孝により京都国立博物館に寄贈されている（この本も国書総目録、補訂版に記載なし）。さきごろ博物館の許可を得て調査したところ、これと正和本上巻は紙背も含め同じ内容であった。『悉曇要抄』の構成は、単に項目別に分章するのみで分巻を指定し



正和本中巻本文の一部（『影印注解悉曇字書選集』第二巻による）



正和本中巻紙背の一部（同右）

ないから、弘安本上巻と正和本上巻の内容上の一致は、後者が前者の分巻まで踏襲したことを示す。従って、正和本は弘安本の忠実な摹本と考えるべきであり、正和本中巻紙背に引く『篆隸古文』『古文篆隸』は間違いなく弘安本中巻（所在存否不明）より写したものである。また、正和本の外題に「信範鈔」とあるのも注意を引く。これは正和本奥書から読み取れるように、文永十一年の信範書写本に基づくことをとりたてて重視したためである。以上を踏まえると、弘安本もまた文永本の忠実な写しであり、紙背が信範の書写時点に遡る可能性が浮上する。

さらに、遡って紙背が著者心覚に係る可能性は高い。その強力な根拠となるのは、正和本紙背の内容がもと『悉曇要抄』の本文であった形跡のあることである。『弘文莊待賈古書目』第十四号に載せる文治本の図版三件を正和本に照らすと、そのうち同書六三頁下段の図版は右側にみえる図が正和本では中巻紙背にあり、左側の十・重音長短二合一二等漢注事は正和本中巻

の本文にある。同様に『井上書店古典籍特輯目録』に載せる七件の図版のうち、中段中央の図版は『山王院伝』、『或血脈』、『智恵論（輪）』の引用が確認でき、前二者は正和本の上巻紙背に対応するが、後二者は正和本の上巻本文七・諸家五十字異音異形事に対応する。つまり正和本紙背の少なくとも一部の内容は本文とともに文治本にも存在するのである。より正確に言えば、冊子である文治本には形態上本文と紙背の区別はなく、正和本における紙背の内容も本文として書かれているのである。このほか、『弘文莊待賈古書目』第十四号に記される文治本の引書のうち『註蒙求』のみ正和本では本文になく、上巻の紙背にしかみえないが、これが異とするに足りないことは文治本の形態から了解されよう。第二の根拠は、『篆隸文体』を『篆隸古文』などと称することが、二次引用と思われる『悉曇輪略図抄』の例を除き、『悉曇要抄』にしかみられないことである。書名の相違が何によるかは詳らかにしえないが、空海「猷梵字并雜文表」はむろんのこと、『日本国見在書目録』や『小野経蔵目録』『悉曇蔵』『三教勘注抄』『性霊集注』『大元神一秘書』なども概ね書名を『古今篆隸文体』と記す以上は、『悉曇要抄』のみ特殊の事例とみるべきである。もし心覚とは別に信範も『篆隸古文』を利用したとするならば、当時そのような異称をもつ写本が複数存在したか、或いは一つの写本が心覚から信範へ受け継がれたとみななければならない。しかし、いづれにせよ信範が『悉曇要抄』を写した文永十一年から僅か十三年後、信範の学統に連なる了尊が『悉曇輪略図抄』を書き上げた弘安十年の時点で、了尊が『篆隸古文』の存在を知らず、わざわざ『悉曇要抄』より二次引用せざるを得なかったという事情はあまり積極

的に想定されるものではない。

さて、『悉曇要抄』に引く『篆隸古文』『古文篆隸』の最も大きな意義は、文体を写すところにある。正和本中巻十八・八声書事には『篆隸文体』の古文篆・籀書・刻符書・蟲書・罽書・爰書の序言を引き、文体各一字を写す。また中巻紙背には行書・散隸書・尚方大篆の序言を引き、文体はそれぞれ四字すべてを写す。これらは毘沙門堂本の文体が整正であるのに及ばないが、『悉曇要抄』原本から正和本までの伝写の回数を考慮すれば、正和本もある程度旧態を伝えているといえる。また逆に、正和本によって毘沙門堂本の文体が決してその筆写者の捏造ではないことが確かめられる。山田「一九三五」^(三十五)や小長谷惠吉『日本国見在書目録解説稿』(くにたち本の会、一九三六)の言及によっても知られるように、毘沙門堂本には摹写に便なうよう丁子油を塗布した跡がある^(三十六)。それによつて筆写者が精確に親本を揚摹したことが想像されるが、正和本との形似により、より明確に毘沙門堂本の文体の来歴が保証されるのである。『悉曇要抄』以前に文体を転写抄録する資料は知られておらず、毘沙門堂本以前の写本『篆隸文体』の様相を知りうるという点で、この書は重要である。より書写年代の古い心覚自筆草稿本や文治元年書写本の今後の出現にも期待したい。

一方で、正和本に引く『篆隸古文』『古文篆隸』は、さきの『性靈集注』とは対照的に、毘沙門堂本の欠を補うすぐれたテキストではない。むしろ、引用文は往々にして毘沙門堂本に劣る。しかしながら、毘沙門堂本にある文意不通の字句が『悉曇要抄』にもみられることは、その部分がかかなり古い段階から問題を抱えていたことを示唆する。

毘沙門堂本・六文に

六日假借、令長是也。令長無本字、故借令長音。如處處響^(三七)。之例。

とあるのはその一例で、最後の一文は何らかの誤りを思わせる。用字の現象として、「響」が「豫」の義に借用される例はあるとはいへ^(三七)、二音節の「處處」が一音節の「響」に係るとみるのは語法上不安である。しかし、正和本十七・六書事に引く『篆隸古文』も右に同じい。恐らく心覚自筆本や文治元年書写本でも同様のはずであり、この部分は遅くとも平安末時点で文意に支障をきたしていたらしい。

毘沙門堂本・散隸書にも次の文意不通の箇所がある。

散隸書者、衛子晉長水校尉恆所作也。衛氏三世工書、及恆^(三八)元蓋^(三九)温故知新、又爲此法。迹同飛白、字依謹隸。

西晋・衛恒はその祖父衛覲、父衛瓘と揃つて書家として令名が高く、「衛氏三世工書」はそのことを指す。能筆であることがここでは散隸書の制作に結びつけられるが、「元蓋」の二字は未詳で、文脈から名声が高まる、或いは妙技を極めるという意味に解せざるを得ない。一方、正和本中巻紙背に引く『古文篆隸』は傍線箇所を「及十凡蓋」に作るが、これも文意を通じがたい。「十凡」は毘沙門堂本の「元」と対応するゆえ、この文意不通の字句は毘沙門堂本固有の問題ではない。正和本の紙背が心覚にまで遡る可能性は高く、その可能性に従えば、やはりこの部

分も平安末の時点で問題を生じていたことになる。

毘沙門堂本の祖本を推測するうえでいま一つ注意されるのは、『悉曇要抄』に引く『玉篇』である。毘沙門堂本には八条の引用があり、書部・書を引く巻末の一条以外はみな眉欄に書き入れられる。いずれも、梁・顧野王『玉篇』を改編し北宋・大中祥符六年（一〇一三）に成る『大広益会玉篇』、いわゆる『宋本玉篇』の引用である。『宋本玉篇』の系統には、改編時の体裁を保つもの（例えば張氏沢存堂本）と、その簡略版（例えば四部叢刊の底本たる建徳周氏蔵元刊本）の二つがあるが、毘沙門堂本に引く文はすべて前者とよく一致し、後者とは合わない場合がある。眉欄の七条は『篆隸文体』本文の字に対し、補足の意味でその字積を引いたものである。そのうち籀書の眉欄に

玉云、籀、直救切。説文云、讀書也。又史籀周太史、造大篆。

とあるのが注目される。これは『宋本玉篇』竹部・籀の字積だが、実は正和五年本『悉曇要抄』紙背にも『古文篆隸』とともに同じ引用がある。両書に引く字積は『宋本玉篇』籀の全文であるため、必ずしも強い根拠とはならないが、『悉曇要抄』が成立した平安末時点で、既に『宋本玉篇』の引用が加わった写本『篆隸文体』が生じていた可能性もある。

現状ではいくつかの不確定要素を含むが、以上により正和本『悉曇要抄』の意義は次の三つに集約される。すなわち、写される文体が毘沙門堂本の来歴に信頼性を与えること、毘沙門堂

本と文意不通の箇所を共有すること、毘沙門堂本と同一の『宋本玉篇』の引用を含むことである。これらを総合すると、さきの『性靈集注』とは対照的に、『悉曇要抄』所引本には毘沙門堂本との関係の近さを示唆する例が多いといえる。この点は、次節で論ずる例にも当てはまることである。

二一三 他本の字

『性靈集注』や『悉曇要抄』など本邦古籍中にみられる引用以外に、毘沙門堂本に記される他本の字もまた、『篆隸文体』の祖本を探るうえで有益な材料である。すべて六例を数える。例えば、六文・形声に

三曰形聲、江河是也。工音如江、河音近河。

とあり、第二の「河」の右に「可イ」と他本の字を示す。ここは形声字の声符との関係を説くところであるから、「可音近河」となる他本の字が正しい。正和本『悉曇要抄』十七・六書事に引く『篆隸古文』及び『悉曇輪略図抄』巻七に引く同書では次のようにある。

三曰形聲、江河是也。工音如河、河音近河。『悉曇要抄』
三曰形聲、江河是也。工音如江、可音近河。『悉曇輪略図抄』^(三二)

『悉曇要抄』はやや混乱があり、「江」を「河」に誤るうえ、また毘沙門堂本と同じく「可」を「河」に誤る。これに従えば、

一 昆沙門堂本の誤りは『悉曇要抄』成立時点まで遡るように思われる。しかし、『悉曇要抄』の二次引用と思われる『悉曇輪略図抄』所引『篆隸古文』は、正しく「可音近河」に作る。

引用の際に了尊が字を改めた可能性も考えられるが、了尊のみた『悉曇要抄』が正しく「可」に作っていた可能性も考えられよう。正和本の誤りは抄写が繰り返される中で生じた可能性もあり、現時点で利用可能な伝本の比較では、「可」「河」の異同から昆沙門堂本との近さを論ずることはできない。では、次の例はどうか。六文・転注に

五曰轉注、考老是也。耆耄之字、皆以支居上。

とあり、「支」の右に「老イ」と他本の字を示す。「耆耄之字」とはここでは年寄りに関する字という意に解され、両字とも「老」に従うから、明らかに他本の字がよい。一方、正和本『悉曇要抄』十七・六書事、『悉曇輪略図抄』巻七に引く『篆隸古文』では、当該箇所をそれぞれ「支」「爻(爻)」に作る。昆沙門堂本の字は正和本に一致し、他本の字に一致する例は無い。六文・会意にも他本の字が記されるが、『悉曇要抄』や『悉曇輪略図抄』に引く『篆隸古文』はともに昆沙門堂本に一致し、やはり他本の字とは一致しない。このほか、『篆隸文体』に対する他本の字は亀書、騏驎書にも一例ずつあるが、当該箇所は『悉曇要抄』や『性靈集注』には引かれぬ。では、昆沙門堂本にいわゆる他本とは、『悉曇要抄』所引『篆隸古文』や昆沙門堂本とはまた別の系統に属するのであるか。

ここで注目しなければならないのは、巻末に引く『博聞録』

第一卷・宝璽篆文にみえる残りの一例である。

玉璽者、傳國璽也、……其上篆文、飾以蟲鳥魚龍之形。^篆

「形」の右に「状イ」とあるが、ほかの五例がいずれも『篆隸文体』との異同を示すのに対し、これのみ異例である。宝璽篆文の佚文は宮紀子「二〇〇四」が指摘するとおり、穂久邇文庫蔵元弘三年(一三三一)写本『五行大義』巻三の紙背にも引かれる^{三十一}。引用文は昆沙門堂本にほぼ同じだが、誤写とみられる例を除いてまた一字の異同があり、実はそれが昆沙門堂本に示される他本の字と一致する。しかし、元弘三年写本の紙背

によって昆沙門堂本に引く『博聞録』との校合がなされた可能性は極めて低く、交渉があつたとは考えがたい。また、依拠した『博聞録』に他本の字が記されてあつたとすれば、国内に伝来した『博聞録』の刊本から写本が生じ、さらに写本と刊本あるいは写本どうしで校合が行われたと考えなくてはならない^{三十二}。類書を校合するという事情も想定しづらい。となれば、最もありうるのは昆沙門堂本にいわゆる他本もまた『篆隸文体』に続けて『博聞録』を写し、校合が『博聞録』の引用にまで及んだという可能性である。この可能性に従えば、校合の際の底本と対校本は、実はそれほど大きな相違はなかつたと考えることができる。もし『性靈集注』によって補われる字句が対校本に含まれていたならば、昆沙門堂本にも何らかの校語が記されるはずであるが、それが昆沙門堂本にない以上は校合時の対校本にも同様の欠落があつたはずである。『悉曇要抄』所引『篆隸古文』と他本との部分的な対立は、そのみでは必ず

しも毘沙門堂本が後者より前者に近かったことの証左とはならない。『悉曇要抄』が依拠した写本はそれなりに毘沙門堂本に近かったであろうが、他本はそれ以上に系統上近いところに属し、同じく『博聞録』の引用を含む、毘沙門堂本によく似たテクストであったと考えられるのである。

毘沙門堂本とその祖本に関する論点は以上に概ね尽くされるが、いま一つ祖本との関係を推測しうる材料がある。やや迂遠な議論を差し挟むが、次章にそのことを論じたうえで、伝本系統における毘沙門堂本の位置づけについては結論の章で整理を試みたい。

三 毘沙門堂本に引く『千字文』注、『蒙求』注

従来ほとんど指摘されていないが、毘沙門堂本卷末には『千字文』注及び『蒙求』注を経由したと思われる多数の引用がある^(三十四)。一つは『博聞録』第八巻・器物原始に加えられた小字の注である。

『博聞録』本文には

書 黄帝内傳曰、帝繁蚩尤、因命蒼頡造文字、以變質爲文。

帝王世紀曰、蒼頡取像鳥跡、始作文字。李瀚蒙求曰、蒼頡

黄帝下臣、觀鳥跡以作文字。鬼夜哭、龍潛藏。

とあり、「書」という主題のもと、『黄帝内伝』（佚書、偽書）、皇甫謐『帝王世紀』（佚書）、李瀚『蒙求』を引く^(三十五)。三書の引用は、この順に北宋・高承撰と題する静嘉堂文庫蔵南宋慶

元三年（一一九七）刊『重修事物紀原集』巻七・経籍藝文門・文字に、先にみえる。僅かな異同はあるものの、この部分は『博聞録』が先行する『事物紀原』（静嘉堂文庫蔵宋版と同一とは限らない）を襲ったとみてよい。また『博聞録』の後継である『事林広記』の和刻本（『新編群書類要事林広記』戊集巻六にも同文がみえる。毘沙門堂本卷末には右の引用に続けて、次の小字の注記がある。これは『事物紀原』や和刻本『事林広記』にはないため、邦人の書き入れとみられる。引用に際し、原文の誤字を（ ）で括り、正しい字ないし補うべき字を（ ）内に示す（以下同じ、番号と傍線は便宜的に附す）。

係辭曰、上古結繩而治。後世聖人易之以書契。繩長一丈二尺。軒轅皇帝治天下之時、有蒼頡觀鳥跡、制爲文字、以代結繩、至今傳之⁽³⁶⁾。淮南子曰、昔蒼頡作書、而天雨粟、鬼夜哭、許（瓊）曰、蒼頡視鳥跡之文、造書契、則詐（僞）、（僞）萌生、天知其將餓、故爲雨粟、鬼爲文書所劾、故夜哭也⁽³⁷⁾。

(1)は『周易』繫辭伝を引いたようにみえるが、実は『千字文』第二十一句「始制文字」の注を引いたものである。そのように判断できるのは、結繩の繩の長さを記すのが有注『千字文』独自の内容と認められるからである。現存する『千字文』の比較的古い注本には、纂図本と五山版の二系統があるが^(三十六)、ここに引かれるのは纂図系に属する。江戸時代刊『纂図附音増広古注千字文』に

係辭曰、上古刻木結繩而治。後世聖人易之以書契。繩長一丈二尺。軒轅皇帝治天下之時、有神人蒼頡觀鳥獸跡、制爲文字、以代結繩、至今傳之^{三十七}。

とあるのと比較すると、毘沙門堂本には「刻木」「神人」「獸」がそれぞれないが、同名の国立国語研究所蔵写本や陽明文庫蔵写本『纂図附音集註千字文』のように、「刻木」の二字のないテキストもみられる。

(2)は『淮南子』本經訓の記事だが、現行本や『藝文類聚』巻八十五、『太平御覽』巻八百四十に引く『淮南子』とは一致せず、『蒙求』第二百二十二句「蒼頡制字」の注に引くそれに近い。有注『蒙求』にはいくつか系統があるが、『蒙求古註集成』(汲古書院、一九八八至一九九〇)所収の諸本で比較すると、古い注本のなかでは五山版『蒙求』注(『重新点校附音増註蒙求』)に

淮南子、昔蒼頡作書、而天雨粟、鬼夜哭。許慎曰、蒼頡視鳥迹之文、造書契、則詐僞萌生。天知其將餓、故爲雨粟。鬼恐爲文書所効、故夜哭。

とあるのが最も毘沙門堂本に近い^{三十八}。故宮本・書陵部本の注は『淮南子』を引かず、大永五年本は「詐僞萌生」以下に「去本趨末、棄耕作之業、務錐刀之利。天知其將餓」を補う。

(1)(2)のように、書に関する事柄が『千字文』注や『蒙求』注により補足される事実は、両書の本文のみならず注釈までもが中世日本人の、少なくともある階層における知識の基盤として

吸収され、定着していたことを示唆する。このような傾向は、次に示すように巻末の『(宋本)玉篇』書部・書の字釈に始まる、種々の小字の注記にも著しい。

玉篇云、

書、式余切。世謂蒼頡作書、卽黃帝史也。象形指事形聲轉注會意假借、此造字之本也。書者、著也。依類象形謂之文、形聲相益謂之字。所以(相)(明)於(方)(萬)事、紀往(如)(知)來也。書之如也。書^{或作}書、書、竝同上。

漆書者、漢書云、(滄)(漢)靈帝有詔、使人於嵩山石(璧)

(璧)以漆書。恐其字滅絕、鑿石(璧)(璧)作字。千字文注云、漢靈帝石(璧)(璧)之漆書、見在嵩山、學士向

彼正五經字⁽³⁾。麤注事、古文孝經序曰云と⁽⁴⁾。科斗書事、尚書序曰云と⁽⁵⁾。西京雜記曰云と⁽⁶⁾。秦程邈字元岑、始皇

用爲(獄)(獄)吏、得罪、雲陽、(獄)(獄)中、幽四十年、(獄)(獄)中、改篆爲隸、楷字是(也)。於是始皇善之、免其罪焉⁽⁷⁾。史記曰、周宣王時、史籀爲史官、改古文以爲

大篆、始著十五篇⁽⁸⁾。後(滄)(漢)書云、張芝字伯英、善草(出)(書)⁽⁹⁾。又曰、杜(操)(操)(滄)(漢)丞相、

善草書⁽¹⁰⁾。一本云、杜泰云と。或書云、草出始皇、(滄)

〔漢〕代不知誰人作云と。

西京雜記曰、滕公常駕至東都門、馬悲鳴、掎地不前。公使掘之三尺、果得石椁。有銘視之、皆古昔科斗書也。以今文寫之⁽¹¹⁾。

(3)はなかほどに「千字文注云」とあるが、実際には「漢書云」

からが『千字文』第二百二十二句「漆書壁經」の注であると思われる。というのも、江戸時代刊『纂図附音増広古注千字文』には

漢靈帝有詔、使人於嵩山石壁以漆書。恐其字滅絕、鑿石壁作字。見在嵩山。今有學士向彼正五經字也。又尚書序曰、魯恭王壞孔子舊宅、以廣其居、於壁中得先人所藏古文虞夏商周之書及傳、皆科斗文字也。

とあり、「漢書云」以下と概ね一致するからである。ここに引かれる『漢書』の記事は班固のそれにはむろんのこと、現行の范曄『後漢書』や周天游『八家後漢書輯注』（上海古籍出版社、一九八六）に轉佚される現行本以外の『後漢書』にもみえず、『千字文』注独自の内容と認めうる。いまみられる纂図系諸本ではいずれも「漢書云」と記さないが、多数の異本が存在し、それぞれ相当の出入があったと推測される中世のある段階までは、そのような注本もあったであろう^{四十九}。

(5)は『古文尚書』序に

至魯共王、好治宮室、壞孔子舊宅、以廣其居、於壁中得先人所藏古文虞夏商周之書及傳論語孝經、皆科斗文字。王又升孔子堂、聞金石絲竹之音。乃不壞宅、悉以書還孔氏。科斗書廢已久、時人無能知者^{四十七}。

とあるのを指す。しかし、(5)もやはり『千字文』注により知りうる。右に引いたように、纂図本には後漢靈帝の話に続けて『尚書』序の引用がある。

(6)は『西京雜記』にも科斗書の記述がみえることをいい、あとの(1)と対応する。詳しくは後述するが、(1)は現行本よりも『蒙求』注に引く『西京雜記』に近い。

(4)は「羸注事」の文意が詳らかでない。書体に関することでは、『古文孝經』序に

至漢興、建元之初、河間王得而獻之。凡十八章、文字多誤、博士頗以教授也。後魯恭王使人壞夫子講堂、於壁中石函得古文孝經廿二章、載在竹牒。其長尺有二寸、字科斗形^{四十一}。

とあるが、(5)(6)から考えて「羸注」は「科斗書」とは別のことを指すとみるのが自然である。しかし、他にそれとらしい記述は特に見出せない。また、『尚書』序や『西京雜記』はそれぞれ『千字文』注、『蒙求』注に引用があるが、『古文孝經』序を引く『千字文』注、『蒙求』注は知られていない。

次の(7)(8)は明らかに『蒙求』第二百四十九句「程邈隸書」及び第二百五十句「史籀大篆」の注を続けて引いたものである。五山版『蒙求』注に

秦程邈字元岑、始皇用爲獄吏。得罪、雲陽獄中幽囚十年、邈獄中改篆爲隸、楷字是也。於是始皇善之、免其罪焉。史記、周宣王時、史籀爲史官、改古文字以爲大篆、始著十五篇。

とある。故宮本、書陵部本、大永五年本の注は「秦」の下に「時」、「楷」の上に「今」があり、「古文字」を「古文」に作る。こ

のほか、故宮本・書陵部本は「始著十五篇」の五字を欠き、大永五年本は「楷字」を「楷書」に作るといった異同がある。従つて五山版が最も毘沙門堂本に近い。なお、ここに引かれる「史記」は司馬遷の著ではなく、いわゆる俗書の「史記」である。

(9)は『蒙求』第三百二十句「伯英草聖」の注に近い。「出」は「書」の草体を誤読したことによるのだろう。五山版『蒙求』に

後漢、張芝字伯英、善草書絕妙。時人謂曰、臨池學書、池水盡黑。韋誕曰、伯英草聖、家中衣絹、先書後練。

とある。故宮本・書陵部本は当該箇所を欠き、大永五年本は小字の補記があるのは右に概ね同じだが、五山版では文頭の「後漢」を必ず出典の名称として用いている節があり^(四十三)、毘沙門堂本に「後溢書」とあるのと合う。これと関連するが、もと東寺観智院の所蔵にかかり、いまは天理大学天理図書館に蔵される源為憲『世俗諺文』(寛弘四年成立、一〇〇七)巻上・草聖にも、右とほぼ同じ文が引かれ、毘沙門堂本と同じく出典を『後漢書』とする^(四十三)。やはり、両者ともに『蒙求』注の利用を疑うべきである^(四十四)。現行の范曄『後漢書』や『八家後漢書輯注』にこの文はみえない。

(10)は『千字文』第二百一十一句「杜蘆鍾隸」の注に近い。江戸時代刊『纂図附音増広古注千字文』に

杜操爲漢丞相、善草書。魏大尉鍾繇改小篆書爲隸書、傳之。

とある。ただし、毘沙門堂本にいう「又曰」とは(9)と同じく『後漢書』の引用を指すのだろうが、現存の纂図系諸本はここでは特に出典を掲げない。(3)の「漢書云」に対する推測と同じく、『後漢書』を出典に挙げる注本もあったのかもしれない。(10)に続けて「一本云、杜泰云」というのは、杜操の名が俗字で「捺」と記してあったのを、「泰」に誤写したことによるのだろう。「一本云」とは巻末の加筆者が参照した『千字文』に、人名を杜泰とする他本の情報が書き入れられていたことをいうのである。

「或書云」はいまその出典を明らかにしえないが、草書が始皇帝の世に始まったことは梁・武帝「草書狀」(『書苑菁華』卷三)や『類林』零巻と推定される敦煌写本P二六三五の卷八・崔寔、金・王朋寿『重刊増広分門類林雜說』卷八・攻書篇・崔寔などにみえる^(四十五)。また草書の作者が不明であることは、西晋・衛恒『四体書勢』草書勢序(『晋書』卷三十六・衛瓘伝)や北魏・江式「論書表」(『法書要録』卷二)、唐・張懷瓘『書斷』章草(『法書要録』卷七)などにみえる^(四十六)。

(11)は(6)を具体的に示したものが、現行の六巻本巻四やまた『文選』卷三十・沈約「冬節後至丞相第詣世子車中」の李善注、郭忠恕『汗簡』卷七・略叙などに引く『西京雜記』とも異同があり、『蒙求』第二百二十五句「滕公佳城」の注に引くそれが最も近い。五山版『蒙求』に

西京雜記、滕公駕至東都門、馬悲鳴、跑地不前。公使人掘之三尺、得石椁。有銘視之、皆古科斗書也。以今文寫之。曰、佳城鬱々三千年、見白日。可嗟、滕公居此室。公曰、天乎、吾死、其安此乎。一注、滕公者即夏侯嬰也。

とある。故宮本・書陵部に引く『西京雜記』はかなり異なるが、大永五年本は右に近く、「駕」の上に「常」、「得」の上に「果」、「古」の下に「昔」がある。「常」「果」「昔」の字は毘沙門堂本にもあり、大永五年本がここでは最も近い。

以上を要すると、(1)(3)(5)(10)は纂図系『千字文』、(2)(7)(8)(9)(11)は准古注『蒙求』にそれぞれ依拠したと推定される。直接の出典がほぼこの二書に収斂することは、これらを書き入れた人物において、種々の漢籍由来の知識が『千字文』注、『蒙求』注を媒介として習得されていた事実を示す。では、このような知識獲得の手段や原典引用の代替としての幼学書注文の利用は、いまの場合、単なる一個人の特殊な傾向なのだろうか。

ここでまず検討を要するのは、『蒙求』注の引用と比定した右の五条のうち、(2)(7)(8)(9)が五山版の系統と認めてよいのに対し、(11)は大永五年本に近く、系統を違えることである。二系統の特徴を併せもつ、中間的な未知のテキストを想定することもできるが、『西京雜記』の一条のみ異なる時期に、異なる系統の『蒙求』注により附加されたとみる方が穏当である。そう考へるべき理由の一つは、(11)があたかも(6)の示唆を受けて具体的に応えたかのごとく見受けるからである。もし(1)から(11)の加筆がある一人によってなされたらと仮定すれば、(6)で引用を省略した以上は(11)を記す必要はない。一方で、例えば(1)から(10)の加筆がある一人の手になり、(11)のみ別の人物にかかると仮定するならば、(11)は既に書き込まれた(6)を検証し、具体的に示したものであるとして説明できるのである。また別の理由として、(11)の前行がその約五分の二を余しているにもかかわらず、(11)が改行して書かれることが挙げられる。(3)から(11)の直前までは字間を詰めて

書かれるから、(11)のみ異例である。さらに、(4)「羸注事」が文義未詳であるのも、理由に挙がる。「羸注」は何らかの誤りがあるにちがいないが、『西京雜記』が改めて(11)に引かれるのに『古文孝経』序は引かれないのは、(11)を加えた人物が「羸注」の意図を汲みかねたからではなからうか。

以上より、(1)から(10)と(11)とは加筆者と時期をそれぞれ異にすると考えたい。加筆者が各々同一でない『蒙求』注を参照したために、結果的に系統の違いとして表れたのだろう。この推論が正しければ、毘沙門堂本の親本あるいはそれ以前の祖本の段階で、まず『千字文』注、『蒙求』注に習熟するある人物が書に関する知見をそこから選んで書き抜き、さらに別の人物が引用を省略する(6)に反応し、(11)を加えたという過程が浮かび上がる。恐らく(11)の加筆者は、(1)から(10)(4を除く)が『千字文』注、『蒙求』注に由来することを見抜いたうえで、自らもまた『蒙求』注を介して引用したのでらう。つまり、毘沙門堂本巻末の書き入れは、加筆に関与した二人が共通して幼学書の注文に習熟しており、それを原典の引用に代えて注釈的に利用していたことを意味するのである。

現時点の結論と今後の展望

『篆隸文体』はいまのところ毘沙門堂所蔵の一本しか伝存が確認されない。しかしながら、写本『篆隸文体』は決して一部の狭い範囲でのみ継承されたわけではなく、特に平安時代から鎌倉末頃までの様々な文献、具体的には『日本国見在書目録』『小野経蔵目録』『悉曇蔵』『三教勘注抄』『悉曇要抄』『性霊集

注』などにみえ、しばしば注解を目的として引用される。就中『性霊集注』における引用が多く、それはもとを糾せば空海文学の書を読むことの多さに起因するが、しかのみならず、『小野経蔵目録』が「御手跡」と記すのと同様に、『篆隸文体』が空海ゆかりの漢籍であることをよく意識したためであろう。すなわち、山崎「二〇〇七」の結語にいう、「空海の教養と表現の根元に共時的に迫^{四十七}」らんとする注釈方法の一端がここに表れているのである。以上の資料からみるに、こんにち伝本が一つしかないのはむしろ意外であり、また、同じく空海将来にかかり、『篆隸文体』に類する唐・韋懿『古今文字讚』が弘安二年の写本を祖として複数の写本を伝える一方で、『性霊集注』などに一切引用されないことと、全く対照的である^{四十八}。

その事由はいま詳らかでないが、中世のある時点まで『篆隸文体』に複数の写本が生じ伝えられていたことは間違いない、今後の調査次第では流伝や受容、利用の実態をより詳細に把握しうる資料が見つかるかもしれない。所在が公でない『悉曇要抄』の早期の写本や、山崎「二〇〇七」の推測する『性霊集注』よりさらに詳細繁多な「広注」の出現も期待される。

資料上の限界を承知しつつ、現時点では、毘沙門堂本を基準とする伝本系統を次のように推測しうる。まず、『性霊集注』によって判明する毘沙門堂本の二つの誤脱から、『性霊集注』に用いられた写本『篆隸文体』は、毘沙門堂本とは比較的古い段階で系統上分岐していたと推測できる。毘沙門堂本の成立は『博聞録』の伝来時期から鎌倉後期以降とみられるが、一方『性霊集注』の原注（或いは「広注」）の成立はこれより古い。毘沙門堂本との系統の分岐はさらにその成立より随分遡る（例え

ば高野山内で古くより伝えられる写本が『性霊集注』に用いられた）と想定してもよいと思うが、この点からも『性霊集注』に引く『篆隸文体』の方が部分的にであれ古い本文を伝えているといえよう。

一方で、正和本『悉曇要抄』との比較から、毘沙門堂本もまた十分に古態を存すると評価できる。その根拠の一つは、毘沙門堂本の文意不通の語句が、正和本の本文及び紙背にも確認されることである。少なくとも正和本本文の一例は、遡ってまだ見ぬ早期の写本『悉曇要抄』においても同様であるにちがいない。いま一つは、正和本に写される文体が毘沙門堂本と共通の形体的特徴を有することである。正和本の方が形状が劣るが、それは『悉曇要抄』の筆写が繰り返されたためと解され、また筆写の際に丁子油を塗布したか否かの違いにも因らう。さらに正和本紙背に毘沙門堂本と同じく『宋本玉篇』籀の字釈が引かれること、そして毘沙門堂本・六文・転注にみられる誤字「支」が正和本にも確認され、かえって毘沙門堂本に他本の字として記される正しい本文「老」が他書に確認されないことは、毘沙門堂本の祖本について示唆的である。前者は毘沙門堂本に引かれる『宋本玉篇』の少なくとも一部が平安末時点で附記されていた可能性を示し、後者は毘沙門堂本にいう他本より『悉曇要抄』の依拠した写本の方が毘沙門堂本に近かったかのような印象を与える。後者と関連して、六文の形声や会意における異同・誤字の問題もこのような印象を強める。しかしながら、毘沙門堂本には『博聞録』に対しても他本の字が記されるから、校合の際の対校本にも『博聞録』の引用があったはずであり、その校合の時期は鎌倉後期以後と考えるよりない。また、『篆隸

文体』の本文や『博聞録』の引用の長さからみて、他本の字が六例しかないのは異同がかなり少なかったことを物語る。従って、毘沙門堂本という他本とは校合時の底本と十分近かったはずであり、右に述べた『悉曇要抄』との問題は、その他本が筆写された際に偶発的に生じた誤写、あるいは文意を汲んで校訂した結果と解すべきであろう。仮に校合がなされた際の底本と対校本が兄弟関係にあったとするならば、その共通の親本が『悉曇要抄』所引のテキストと系統上近く、毘沙門堂本にいわゆる他本と『悉曇要抄』との対立は、その他本が親本から写される際に生じたと、一応の合理的な説明を与えることができる。

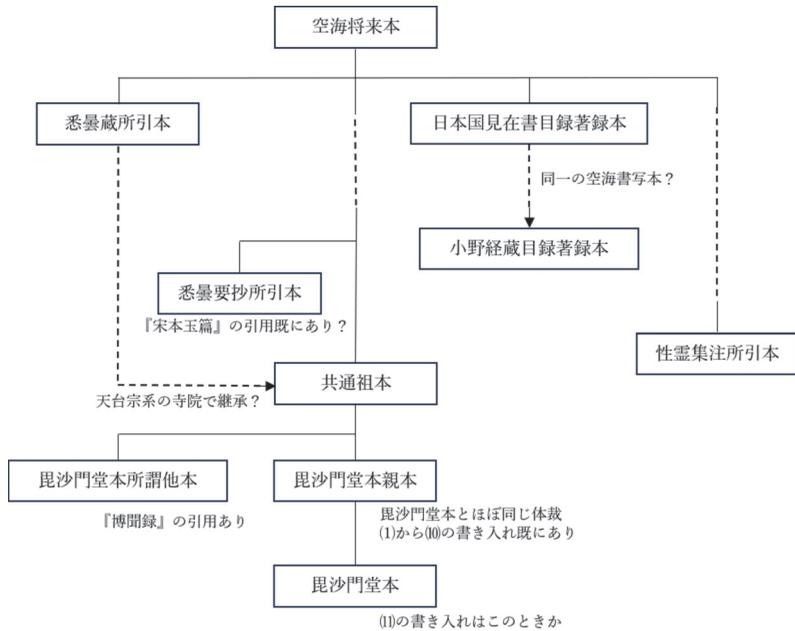
さらに毘沙門堂本とより関係の近い伝本については次のように考えることができる。まず、写本『篆隸文体』に(1)から(11)、及び『宋本玉篇』書の引用が生じたのは、明らかに『博聞録』が引用されるより以後である。また毘沙門堂本におけるそれらは、筆写者の書き癖や用字法によると思われる誤字(「漢」を「溢」のように書くなど)を除いても、なお誤字が少なくない。にもかかわらず校合の痕跡がないのは、校合時の対校本にそれらはなかったからであろう。既に論じたように、毘沙門堂本に引かれる有注「蒙求」の系統の違いから、(1)のみ(1)から(10)とは異なる段階で附加された可能性が高い。またこの可能性を直接支持するわけではないが、毘沙門堂本における『宋本玉篇』書や(4)が文意に問題を抱える以上、毘沙門堂本の筆写者がこれらを新たに書き加えたと考えることはできない。別の言い方をすれば、(1)が毘沙門堂本の筆写者による独自の加筆箇所である可能性を存するのに対し、『宋本玉篇』書の引用及び(3)から(10)にはその可能性を認め難く、遅くとも毘沙門堂本の親本にはそれ

らが書き加えられていたはずである。

以上の議論を踏まえ、毘沙門堂本を基準とした、想定される写本『篆隸文体』の伝本系統を次頁に図示する。いま敢えて理論上可能な限り単純化した最短の系統を想定するが、それは毘沙門堂本に写される文体の保存状態を考慮してのことである。たとえ伝写のたびに丁子油を用い、精密な複製を心がけたとしても、回数を経るごとに原本の旧を損ねるのは必然であり、伝本の生成過程を複雑に想定することは、かえって毘沙門堂本に写される文体に特に形体上の毀損や舛訛がみられない事実と乖離するおそれがある。

さて、本邦で『千字文』や『蒙求』が古くより親しまれたこと、従って『蒙求和歌』に代表される国文学への影響の著しさに関して、既に多くの研究がある。それらにおいては、『千字文』『蒙求』の本文との一致ないし類似が研究の方法とされてきた。一方、個別の文学作品にそれらの注文や注文の相違が具体的な影響として表れることは期待できないから、注釈の受容利用といった側面は従来あまり視線が向けられておらず、現状では甚だ研究の蓄積に乏しい。そのなかで、注目すべき指摘の一つに山崎誠「二〇〇七」^{四七}がある。その第五節「所引外典の特徴その一」には、『性靈集注』に引く『東觀漢記』の二例が「類書の同話と著しく異なり、「その節略態度から、恐らく「蒙求」を経由した「東觀漢記」ではないか」との推測が述べられる。山崎の指摘は『東觀漢記』の二例にとどまるが、右に続けて、「本書は多数の類書や注疏の類を利用しているの

で、膨大な引用漢籍が横溢しているかの如き認識を持たれるが、厳密な弁別を行えば実際に参照された漢籍は特定される」と述



べ、より多くの『蒙求』經由の引用の存在にも含みを持たせる。さらに近年の重要な成果として、源為憲『世俗諺文』に『蒙求』注利用の痕跡を発見した濱田寛^{〔一〇一三〕}^{〔五七〕}及びそのような新知見を盛り込んだ同著者『世俗諺文全注釈』（新典社、二〇一五）がある。『世俗諺文』の注は後人の追記と思われる例を除き、『蒙求』を出典に示さない。しかし、そのことは他の引用漢籍が『蒙求』古注より二次引用された可能性を否定しない。濱田は観智院本に存する二百二十三項とその注に対する綿密な出典調査を行い、少なからぬ非自明の『蒙求』古注の利用例を指摘する。『世俗諺文』は観智院本上巻しか伝存しないとはいえ、全体に互る出典調査により、その施注方法や引用漢籍に占める『蒙求』古注の比重が明らかになったことには、極めて重要な意義がある。

山崎・濱田の指摘と毘沙門堂本の例は、本質的に同じい。これらは、知識獲得の手段や原典引用の代替として幼学書の注文を利用することが、決して個人的、局所的な事例ではなく、むしろ中古中世識字層における共有された方法であったことを十分に示唆している。今後このような例を収集していけば、『千字文』注や『蒙求』注が共通の知識基盤の形成に寄与した大きさを、各種類書や『文選』李善注などの影響にも目を配りつつ、漢籍受容史全体の中でより適切に相対化することができるだろう。しかしそのためには、『蒙求古註集成』とは対照的にいまだ引書索引のない『纂図附音増広古注千字文』や『新板増広附音釈文千字文註』（五山版の一）といった『千字文』注に対する出典整理が急務である。また、これと並行して国立公文書館内閣文庫蔵『新刊大字校正釈文三註故事』などいわゆる三注

の注文についても全面的に比較検討をおこない、異同を整理していく必要がある^(五十一)。より多くの研究者がこの問題に関心を寄せられ、参与されることに期待したい。

〔注〕

(一) 山田孝雄『毘沙門堂藏篆隸文体解説』(古典保存会影印本巻末、一九三五)、のち山田孝雄『典籍雑攷』(宝文館、一九五六)に収録。重要な増補とは次に挙げる安然『悉曇藏』と藤原敦光『三教勘注抄』への言及を指す。

(二) 正嘉二年の高野版(巻一至七)と建治三年の高野版(巻八至十)を底本に排印した『定本弘法大師全集』第八巻(高野山大学密教文化研究所、一九九六)による。

(三) 大正蔵二七〇二による。巻四の引用も同じだが、「蕭」を正しく「蕭」に作る。なお、『篆隸文体』が『悉曇藏』に引かれることは、山田に先んじて岡井慎吾『六書古義』(有七絶堂、一九三八)六頁に指摘があるが、岡井はかえって『篆隸文体』の現存を知らなかった節がある。

(四) 高野山宝寿院藏鎌倉時代写本を排印した『真言宗全書』第四十冊(真言宗全書刊行会、一九三五)所収のテキストによる。

(五) 室生寺本を底本とする古典保存会影印本(一九二五)による。

(六) 川瀬一馬「篆隸万象名義」(川瀬一馬『古辞書の研究』、大日本雄辯会講談社、一九五五)、『小野経蔵目録』は田中勘兵衛旧蔵仁安三年写本が阪本龍門文庫にあり、龍門文庫善本叢刊第十二巻(勉誠社、一九八八)に影印が収められる。

(七) 馬淵和夫編『影印注解悉曇学書選集』第二巻(勉誠社、一九八八)でみられる。

(八) 閲覧が容易なものとして、高野山遍照光院藏貞和二年写本を底本とする大正蔵二七〇九と鎌方建一郎旧蔵(現神戸松蔭女子学院大学図書館蔵)正徳五年写本を影印収録する馬淵和夫編『影印注解悉曇学書選集』第四巻(勉誠社、一九八九)とがあるが、『篆隸文体』の引用という点では後者の方がよい。なお後者には欠き、前者にはやや混乱の跡がみえる各種書体の例は、直接には『悉曇要抄』より写したと思われるが、もと『篆隸文体』に出る。

(九) 国書データベース公開画像。もと全十巻、十冊本であったが、存九冊、巻三欠。また、真福寺善本叢刊第十二巻『性靈集注』(臨川書店、二〇〇七)に影印翻刻されている。影印本では真福寺本に欠く巻三を大谷大学博物館蔵写本により、翻刻のみ補う。

(十) 真福寺善本叢刊第二期第八巻『伊勢神道集』(臨川書店、二〇〇五)巻末の牟禮仁の解題によれば、建長七年(一二五五)には成立した可能性が高く、確かな下限は弘安十年(一二八七)。

(十一) 真福寺蔵写本影印(注(十)前掲書収録)による。引用に際し、梵字など一部省略した。「上」「吉」「全」はそれぞれ「止」「聲」「令」の誤り。

(十二) 宮紀子「対馬宗家旧蔵の元刊本『事林広記』について」(『東洋史研究』第六十七巻一号、東洋史研究会、二〇〇八)注43の指摘による。なお、のち宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』上巻(名古屋大学出版会、二〇一八)に収録する同題論考の注はこのことに言及しない。

(十三) 永正十五年(二五一八)の奥書をもつ六地藏寺蔵写本影印(六地藏寺善本叢刊第五巻・古代韻学資料、汲古書院、一九八五)による。

(十四) 『実隆公記』第三卷(東京大学史料編纂所藏実隆自筆本による排印、自明応四年至十年、大洋社、一九三三)による。

(十五) それぞれ、『金沢文庫古書目録』(巖松堂書店、一九三九年)に収録される『称名寺旧目録』の一つ。既存の目録の写しではなく、そのときどきに應じて蔵書の一部に対し作成したものである。無紀年の目録の成立も江戸時代。

(十六) 『鬘髮山人集』は国立国会図書館蔵江戸後期写本が同館デジタルコレクションに公開されている。それによれば、「蕭子良古今篆隸文體云、雲書者、軒轅之時、卿雲常見、其體郁紛、爲書記也。又云、仙人務光辭湯之禪、去住清冷之隙、而作倒薤篆。又云、垂露書、漢郎中扶風曹喜爲之。又云、懸針書、曹喜所作、以題五

經篇目。又云、芝英書者、漢武帝臨朝、有靈芝殖於前殿、故作此書。按左氏云、昔者、黃帝以雲紀、故爲雲師而雲名。本草、蝌蚪一名懸針。漢郊祀志有芝房之歌。此皆所以本僞而作其書也。……芝英隸、蕭子良謂、漢武感芝瑞所作、恐非矣。按、漢末有張芝字伯英者善書、其人所作隸法也」とある。

(十七) ほとんど『篆隸文體』の節略に等しい唐・韋續(韋續とも)「五十六種書」は、『墨池編』卷一所収のテクストでは「十六、複篆、亦史籀所作。漢武帝時、用題建章宮闕。因大篆而重複之」とあり、毘沙門堂本は「因大篆」の三字を欠く可能性が高い。

(十八) 以下『性靈集注』の引用は真福寺藏写本影印(注(九)前掲書)によるが、真福寺本に欠く卷三のみ、影印本に附録する大谷大学博物館藏写本の翻刻による。囲み文字は原典の損傷箇所。

(十九) 「書契」とは文字のこと。後漢・許慎『說文解字』叙に「黃帝之史倉頡見鳥獸蹏迹之迹、知分理之可相別異也、初造書契」。なお、京都五山の僧大岳周崇による蘇軾詩の注解書『翰苑遺芳』

卷二には「石鼓(歌)」に対して、注に北宋・周越『法書苑』(佚書)を引用し、「古文篆者、黃帝使衙人蒼頡所作也。蒼頡姓侯剛氏、仰觀天象、俯取地文、又寫鳥跡之文。是以書契彌盛」とみえる。この前後にも『法書苑』の佚文が引かれ、いずれも毘沙門堂本と文辭が似る。従って、『法書苑』の古文篆の一条も『篆隸文體』由来である可能性が高く、そこにも「是以書契彌盛」とあることは、やはり『性靈集注』の引用が正しいことを証する。『翰苑遺芳』は国立国会図書館デジタルコレクションに公開される同館蔵延徳三年僧喜承書写本をみられたい。

(二十) 中華書局排印点校本二十四史による。

(二十一) 「爲書」の例は、ほかに毘沙門堂本・龜書に「嘉其玄應、寫收爲書」、倒薤篆書に「則而爲書、以寫紫經三卷」、騏驎書に「弟子申其素王、亦紀而爲書也」、蟲書に「桑時閑玩、集此爲書」、蛇書に「夢蛇繞己、悟而狀之爲書」。

(二十二) 『春秋左氏伝』昭公十七年伝に「秋、郟子來朝、公與之宴。昭子問焉、曰、少皞氏鳥名官、何故也。郟子曰、吾祖也、我知之。昔者、黃帝氏以雲紀、故爲雲師而雲名。炎帝氏以火紀、故爲火師而火名。共工氏以水紀、故爲水師而水名。大皞氏以龍紀、故爲龍師而龍名。我高祖少皞摯之立也、鳳鳥適至、故紀於鳥、爲鳥師而鳥名」。またこれに基づく「紀職」の用例として、例えば『隋書』百官志序に「或以龍表官、或以雲紀職」とみえる。

(二十三) 既に本論で取り上げたものも含め、『性靈集注』が『篆隸文體』を引く箇所及び『篆隸文體』と関係する箇所(例えば出典表記を欠くがその引用とみなしてよいところもある)を、左に示す。真福寺本が卷三を欠くという事情に鑑み、影印本(注(九)前掲書)の翻刻篇の頁と対応する書体の名称を記す。

五五六頁・蒿(葉)書

六二二頁・古文篆

六二二頁・蛇書

六二八頁・雲書

六三〇頁・龜書

六三〇頁・鸞鳳書

六三〇頁・虎書

六三二頁・倒韭篆書

六八八頁・虎爪書

八一九頁・垂露篆

八二〇頁・虎爪書

八二〇頁・蟲書

八二二頁・雲書

八二二頁・倒韭篆書

八二二頁・鸞鳳書

八二二頁・芝英書

八二四頁・虎爪書

このほか、六二八頁、六五一頁(宝龜院本の独自異文)、八二二頁、八二七頁には『篆隸文体』中の書体の名称が挙げられるが、それらは『初学記』卷二十一に基づくと思しい。

(二十四) 馬淵和夫「悉曇要抄解題」(『影印注解悉曇学書選集』第二卷、勉誠社、一九八八)。

(二十五) 二点の目録は千代田区立千代田図書館蔵。このほか、これらに先立つ一九八一年十一月に行われた古典籍入札会の目録、すなわち『東京古典会創立七十周年記念 古典籍下見展観大入札会目録』にも掲載がある。

(二十六) 馬淵が記すところの心覚自筆草稿本の項目名がそうであるように、正しくは「八体書事」とあるべきだが、正和本は上巻の目次にも「八声書事」と記す。後述する弘安本上巻の目次も「八声書事」に作る。

(二十七) 正和本第廿項に「六十四書様、具見篆隸古文」。また同項に「史籀、或書云、史籀始增修古文爲大篆、世人因名籀書」。後者は毘沙門堂本・籀書に「籀書者、周宣王柱下史と籀始增修古文、爲大篆十有五篇、世人因籀之名而名書也」とあるのと似る。

(二十八) 注(一) 前掲書。

(二十九) 古典保存会影印本ではややわかりづらいが、部分的なカラ―図版が京都国立博物館編『特別展観 百獸の楽園 美術にすむ動物たち』(二〇一一)、徳川美術館編『もしえもじ 文字が絵になる、絵が文字になる』(二〇一八)、興膳宏『古壁詩品書品』(研文出版、二〇一一)表紙にみられ、油の塗布による紙の変色が確認できる。

(三十) 例えば『毛詩』小雅・蓼蕭の「是有譽處兮」句や『文選』卷四十六・王融「三月三日曲水詩序」の「信可以優游暇豫」句の李善注に引く『孫子兵法』に「雖優游暇譽、令猶行」とあるなど、「譽」はしばしば「豫」に通じる。

(三十二) 大正蔵二七〇九と正徳五年写本とに異同なし。以下、異同のない限りは底本に言及しない。注(八)も参照のこと。

(三十三) 宮紀子『混一 疆理歴代国都之図』への道——14世紀四明地方の『知』の行方(藤井讓治等編『絵図・地図からみた世界像』、京都大学大学院文学研究科、二〇〇四)、のち宮紀子『モンゴル時代の出版文化』(名古屋大学出版会、二〇〇六)所収。穂久邇文庫蔵『五行大義』は古典研究会叢書漢籍之部第七卷第八卷

(汲古書院、第七卷一九八九、第八卷一九九〇)に影印される。

(三十三) 可能性としては低いが、ほかに『博聞録』の刊本に当該箇所を「形」に作るものと「状」に作るものがあつたということも、一応考えられる。

(三十四) 黒田彰・東野治之・後藤昭雄・三木雅博『上野本注千字文 注解』(和泉書院、一九八九)九十九頁に毘沙門堂本に『千字文』注が引かれることを指摘するが、それは単に「千字文注云」と明示する一例を指摘したにすぎない。また、巻末「玉篇云」以下をすべて『博聞録』の佚文とする見解には従いがたい。

(三十五) なお、この『博聞録』に引く『蒙求』に「龍潛藏」とあるのは、徐子光注に「舊云龍潛藏、未詳所出」というのと合い、注意を引く。

(三十六) 小川環樹・木田章義『注解千字文』(岩波書店、一九八四、のち岩波文庫)巻末の小川による解説に詳しい。

(三十七) 以下『纂図附音増広古注千字文』の引用は、早稲田大学図書館津田文庫蔵日本江戸刊本による。早稲田大学古典籍総合データベース公開画像。

(三十八) 細合方明校韓本蒙求も五山版に一致するが、以下特にそのことには言及しない。

(三十九) 山崎誠「本邦旧伝注千字文攷」『平安文学研究』第六十九輯、一九八三、のち山崎誠『中世学問史の基底と展開』(和泉書院、一九九三)所収)は「院政鎌倉期に流布していたと思われる纂図付音本系の注本は、今に伝存する纂図付音本とは似而非なるものと考えられる。それら纂図付音本系(李暹注を増広改竄したもの)と云うのが至当である)の千字文注は、室町期に入って纂図付音本の形に淘汰・収斂して終に消滅して了つたものであろう

か。……蓋し、幼学書としての千字文付注本の性格上から、注文

の増広・改竄は西土に於ても、本邦に於ても相当自由に裁量されたと想像される。従つて、現存纂図付音本に一致しない千字文注の佚文が諸書に見えても、当然のことかも知れぬ。そうであれば、多数の異本が時代を経るにつれて湮滅する中に、本来異本群の中の一であった現存纂図付音本の祖本のみが偶然にも残存し得たのであつたかも知れないと考えられる。数多くの異本が纂図付音本に淘汰・収斂して行つたと考えるよりは、寧ろそう考える方が正鵠を射ているであろう」と述べる。蓋し従うべき見解である。

(四十) 嘉慶二十年南昌府学刊本影印(十三経注疏、中文出版社、一九八九)による。

(四十二) 三千院蔵建治三年写本を底本とする古典保存会影印本(一九三〇)による。

(四十二) 『蒙求古註集成』上巻所収前田育徳会尊経閣文庫蔵五山版では、「伯英草聖」の注冒頭の「後漢」が朱筆で囲まれるが、その前後の句の注には「世説」「史記」「高士伝」「語林」「前漢」「後漢」「幽冥録」などが囲み文字やあるいは括弧によつて示され、これらは版木の刻線が印刷されたものである。従つて、五山版において「前漢」「後漢」などもはじめから書名を指示するとみてよい。版木の刻線による出典表示は巻中のなかほどに集中しており、刻工のちがいがあつてか巻上巻下にはみられない。あとから書き加えられた朱筆の枠線は五山版巻中の体裁に則り、不備を補つたものと解しうる。大永五年本では、朱筆の主は各注冒頭の「前漢」「後漢」をすべて王朝名とみている。

(四十三) 古典保存会影印本(一九三二)がある。またのち天理図書館善本叢書(和書之部第五十七卷『平安詩文残篇』(天理大学出版

部、八木書店、一九八四）や新天理図書館善本叢書第十二卷『世俗諺文作文大躰』（八木書店、二〇一七）にも影印が収められる。

（四十四）後述の濱田寛〔二〇一三〕（書誌は注〔五十〕に記す）も『世俗諺文』草聖に引く『後漢書』を『蒙求』古注を経由したものと推測する。

（四十五）それぞれ順に、「昔秦之時、諸侯爭長。簡檄相傳、望烽走駟、以篆隸之難、不能救速、遂作赴急之書。蓋今草書是也」、一云、草書起於始皇、始皇（以下闕）、「一云、草書起秦始皇。時天下峻法不暇篆隸、因爲草書」。

（四十六）それぞれ順に、「漢興而有草書、不知作者姓名」、「又有草書、莫知誰始」、「衛恆李誕竝云、漢初而有草法、不知其誰」。

（四十七）注〔九〕前掲書の解題。

（四十八）『古今文字讀』は前掲の空海『猷梵字并雜文表』にも書名がみえる佚存書で、二〇一三年に国内の複数の機関に所蔵が確認された。詳しくは大柴清圓『古今文字讀』の研究——翻刻・校訂を中心に付・人間文化研究機構国立国語研究所所蔵『古今文字讀』影印本）、「高野山大学密教文化研究所紀要」第二十七号、二〇一四、及びそれに修正増補を加えた大柴清圓『校注古今文字讀——空海大師が請求した1200年前の最新フォント』（大遍照院、アマゾンオンデマンドペーパーバック、大獅子吼シリーズ②、二〇二一）をみられたい。

（四十九）注〔九〕前掲書の解題。

（五十）濱田寛『世俗諺文』注文の構成について——『蒙求』を媒介とする施注を巡って」（榎本淳一編『古代中国・日本における学術と支配』同成社、二〇一三）。

（五十一）国立公文書館内閣文庫蔵『新刊大字校正積文三註故事』は、有注『千字文』諸本や有注『蒙求』諸本に比べ明らかに引用典籍が少ないが、注文にはしばしばそれらと共通する記述がみえる。恐らく、先行する各々の有注本から適宜刪略を加え、特に出典表記をほとんど削除したのがこの内閣文庫本であろう。長澤規矩也によれば、福建の刊本の特徴を備えた明版であるという（『本邦旧伝古版の千字文』、『書苑』第三卷第一号、三省堂、一九三九、のち『長澤規矩也著作集』第四卷（汲古書院、一九八三）所収）。同題の三注が前田育徳会尊経閣文庫にあり、その漢籍分類目録（一九八八）九二五頁には万暦版と記されるが、未見。

〔附記〕

本研究は、令和四年度書学書道史学会研究促進助成金の交付を受けてなった。

（なかむら こうたろう・本学大学院文学研究科博士後期課程）